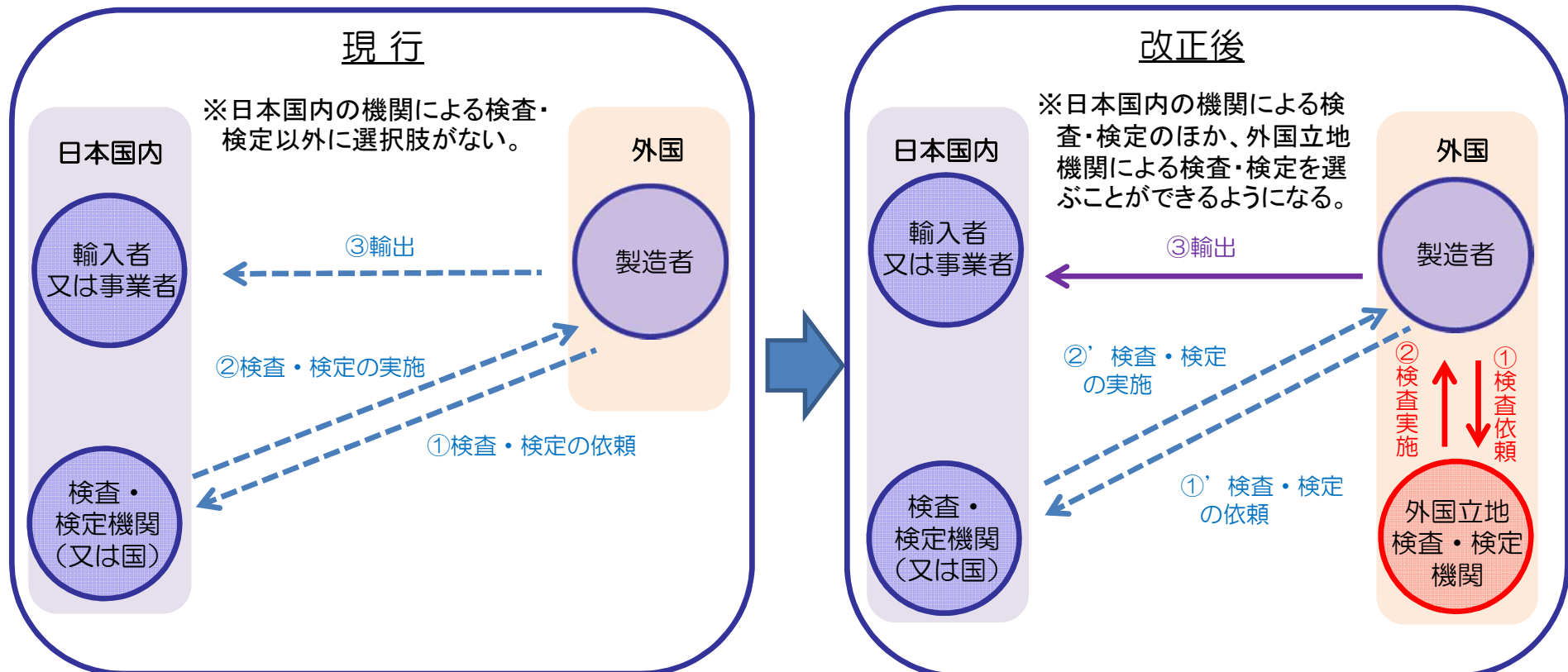


外国立地検査・検定機関の登録に係る規定の整備（案）

1. 改正案の趣旨と内容

- WTOの場合において、日本における適合性評価機関に関する質問が寄せられており、国際基準を活用するよう促す指摘もある。また、他省庁が所管する適合性評価制度では、外国立地の機関を認め、その法的手当がなされている。
- 労働安全衛生法に基づく検査・検定機関（登録製造時等検査機関等）について、日本国内に立地しないものも対象として認めることとする。あわせて、それに伴い、外国に立地する検査・検定機関による検査・検定の安全性を担保するため、外国に立地する検査・検定機関の登録の取消し要件等について所要の整備を行う。

2. 外国において機械等を製造した場合の検査・検定手続きの変更点



外国立地検査・検定機関の登録に係る運用体制（案）

【基本的な考え方】

- 登録要件や検査・検定の方法については国内の検査・検定機関と全く同じものを課す。
- 登録要件に合致しない場合に適合請求を、検査・検定の義務違反の場合に改善請求を行う。
- 請求や立入検査等を拒んだ場合には登録を取り消すこととする。

※外国立地の検査機関を制度的に認めている電気用品安全法、船舶安全法等と同様の規定

	登録要件、検査・検定の義務等	厚生労働大臣の権限	登録の取消し等
国内立地機関	（登録要件） ○検査・検定に用いる機械設備 ○検査・検定員の資格要件 ○検査・検定を行う指揮・管理体制 ○第三者性の確保 （登録の更新） ○5年ごと （検査・検定の義務） ○公正かつ労働安全衛生法令の規定に従って検査・検定を行う義務	（適合命令） ○登録要件に合致しない場合 （改善命令） ○検査・検定の義務違反 （立入検査・報告の徴収） ○強制力あり	○欠格事項に該当するに至ったとき ○検査・検定等の義務違反 ○虚偽の届出等がなされたとき ○命令に従わなかった場合
外国立地機関	（その他の義務） ○業務規程等の届出の義務 ○書類の保存の義務	（適合請求） ○登録要件に合致しない場合 （改善請求） ○検査・検定の義務違反 （立入検査・報告の徴収） ○強制力はないが、これらを拒んだ場合は取り消しとする。	○欠格事項に該当するに至ったとき ○検査・検定等の義務違反 ○虚偽の届出等がなされたとき ○請求に従わなかったとき ○立入検査等を拒んだとき



国内外問わず
全く同じ要件



請求や立入検査等を拒んだ
場合を取消し要件とする